

11. オ14条(乙)項(イ)但書の解釈

0165

RB'-0480

8100

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0101

參政局長事

第一回義理

0166

日米所締稅率約本十四條之圖了件

正三田、四、五、第六、太川

事務處は已上下
のとおりあると思
ひ此よ。おえ外に
者とは大抵有
り得る事例に
其立上へ經て
解説書を有す。

署名局長
次長並
方(源義)
幕僚課長

還付印了。此恩カ木下之弓。三月六日。主。米側。引

交如(同条約第十四条(2)及(3)(b)中(1) other than those within
Article 14(1))。税賦署色牌入了。前。修改提案。不付上。

外務省

0167

三十、端毛茶一、向題。日、更口。第十一条、第十二条、想
の實質的內容。毛茶更口。不飛發展一、二、向題。
本、第十四条、解說。並び。同条、第十一条、
第十四条、解說。並び。同条、第十一条、
第十四条、解說。並び。同条、第十一条、
毛茶。毛茶。毛茶。

兩國政府
税賦署多局

二、第十六条(政府職員)、第十七条(支那教官)及以下十二条
(留学生、交付金之領有、政府賄賂者等)。規定了。

外務省

RB'-0480

所得の、第一至二条件を満足した場合の「相手國」の課税 免除額を算出し、(1) 免除額は、次り 二つの方より多く。 (1) 三箇条目規定の所得に他の項目の所得 と夫婦一旦当該國の課税標準を算入して後 (總合課税) に、当該所得に対する税額を控除 (總所得税額) (2) 現実上被税免除額より多く。 外務省
0169

0168

RB'-0480

0102

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

三才圖會二重課程也曰遊了方於之二一而國不自國

市民(英國傷合)、居住者及謀法人等(日本西國夷)

祖親を決して「隠し」などしない、他に親を口説かざる

卷之三

補訂上說科

卷之三

外務省

THE JOURNAL OF CLIMATE

米側本前記二九(1)考究方之二十三卷

考略中。一方巾如方木板者不
第十四卷

才六之項目所擇色是祖孫之深穆穆率之含

廿四年九月
新刊

卷之三

諸君未之方也多以優光之力而機穀為局也

外務省

0171

0170

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

立教大学蔵 アジア歴史資料センター

Center for Asian Historical Research

RB'-0480

Q103

第一項ノニテモ取リトナリテ九番目見轍一ノ
米側ノ三月九日より更ニ元十一号及び元十二号上
諸多事務の全國市民等の為合ハシ免稅一カニシ
也、即ち方ノ事例ノ事例ノ事例ノ事例ノ事例ノ事
也言之來セラハ、全則別個ノ新規案ニ解ニシテ、米側
前記二、(1)の立場に立ツル事ナリトナリテ、元十四号(a)中ノ「市民」
ノ語者ノニテモ考究シテ、自國市民課稅の問題
ナリテ、解釈上當望ヲニシテ之を拘泥シテ、本件

外務省

0173

の意味しかなく、却つて三箇条の免附につき誤解
せ生じ一の点も、~~二~~一の点が、~~二~~三の点が、未だ解説の前記
(4) 1考五方の立脚、~~二~~三の点も、~~二~~三の点が、
四、米側、立場が右、此へて左に之を、米側の最御内
才十一条の件も問題なし、才十一条及び才十二条を取引
上記のうち、左半は、又本職者も才十二

少
易

0172

上圖引自本例之商討中以前記二、(2)の如方の
考究方の判明し結果、自國市民の湯合に果て

多想渴說這才好才不枉也抱一抱他，才好

莫也明天化之。予之紙亦不以是時上之。其子九歲而死。

三重課稅回避

自國々主者が相手國へ課税手帳所持は、自國

卷之三

外務省

THE JOURNAL OF CLIMATE

THE JOURNAL OF CLIMATE

有如自國本立得子所繼以之而自國之計無

行力。事之相爭，國之得失，權也。渴也。有疾

(2) 自國及在省外的人民相平國課稅平等

所傳之毛課稅據每冊算入一冊後。明年同九稅籍。

也自國中視額弓控陰子方核

二十九年正月十四日，(2) 一月廿七日，
孫用一、
孫用一、

第十一章 反比例的圖形，附得本(1)的方法

外務省

0175

0174

RB'-0480

Q 105

内閣専門委員会議がワシントンで二年約束を審議
ノルマ陽日才伊朱の解釈は何より鐵輪
出はるに由べりか。半井桂南(半井前記)は前記二
(1)の解釈也。又才伊朱及才半井譲多番
シテ方日本側は前記二の解釈
セヒリ、内閣専門委員会議も置け

也將用うる事にて、才伊朱の方針を傳ひ
才伊朱は、參議院第ニカレ、既ニ二重課稅を
問題と解決一二一三十一日、遂ニ才伊朱
仲外、規定をあり、五小は、合意を以て
の文言に拘からず、二重課稅因避^{アハナヒ}更に總合
課稅^{アハナヒ}相手開^{アハナヒ}稅額を控除^{アハナヒ}二重の手続
色ヒテ御奉付せり。

0177

0176

RB'-0480

0106

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0480

0107

外務省

ハガタノモナシノ相心像ナシ。其の後ト至フ
新モ政府職員ノ向了ナキ事観玉ト
御伏玉ルカズ。将要内蒙会議当付、西國
向、解釈、食、蓬、
現ナシ來ルカ。現在ノ段階、
思カズカナリ。

0178

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

(6)

日本の海上の安全をはかるために行動をとるが、これは日本に上陸を防ぐためである。

(元の目的) は、(目的) が、(方法) で、(結果) となる。

1. ~~米国は、[[日本政府の開拓]] の方式を実現するが、他の者も~~
 実現するが、実現の起因を防ぐことは不可能である。
 2. ~~もし、米国は、[[日本政府の開拓]] の方針を実現するが、他の者も~~
 実現するが、実現の起因を防ぐことは可能である。
 3. ~~もし、米国は、[[日本政府の開拓]] の方針を実現するが、他の者も~~
 実現するが、実現の起因を防ぐことは不可能である。

大體的

0179

RB'-0480

0108

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

大 嵩 省

0180

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

RB'-0480

8 109

0181

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

U.S. Envoy, Art. 14 [大藏省]
(2) The provisions of this Article shall
not be construed to deny the exceptions
from the law of Japan or the law of the
United States, as the case may be,
granted by Articles I, II and III of
this Convention.

○ 訂正。本件は(日本)の税關の規則に依る
(2) 本件は(日本)の税關の規則に依る
税關の規則に依る。

RB'-0480

0118

Article XIV of Income Tax Convention

1. US proposal of March 6:

Insert "(other than those within Article X(1).)" after the words "items of income" in (a) and (b) of Article XIV.

2. Japan interprets US proposal as follows (March 6):

"(other than those within Article X(1) (b))" in the case of Article XIV (a), and "(other than those within Article X (1) (a))" in the case of Article XIV (b).

3. US agrees to above interpretation (March 8).

4. Japanese proposal of March 9:

Art. XIV (2) The provisions of this Article shall not be construed to deny the exemptions from the tax of Japan or the tax of the United States, as the case may be, granted by Articles I, XI and XIII of the present Convention.

5. US proposal of March 9:

Art. XIV (2) The provisions of this Article shall not be construed to deny the exemptions from the

United

0182

United States tax or the Japanese tax, as the case may be, granted by Article I(1), Article XI and Article XIII of the Convention but this paragraph shall not be construed to exempt the citizen of the United States from the United States tax with respect to income coming within Article XI or Article XIII.

6. Japan further advocates proposal 4 above (March 11).

7. US proposal of March 15:

Article XIV (2) The provisions of this Article shall not be construed to deny the exemptions from the United States tax or the Japanese tax, as the case may be, granted by Article I (1), Article XI and Article XIII of the Convention but this paragraph shall not be construed to prevent the taxation by each contracting State of its citizens or nationals with respect to income coming within Article XI or Article XIII.

0183

RB'-0480

0111

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

54.8.24 金次 (野見山)

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

1954 8. 20

渡邊公使殿

前略

日本所得稅條約に関する外交委員会からの報告を昨日外務省経由で入手いたしましたが、その中に出で来る條約の解釈について、立案当時の了解と異なる点がありますので、とりあえずキング氏あてに鈴木財務参事官から電報で措置方を依頼しておきました。内容は下記のとおりでありますか、問題は非常に重要な点に関する事であり、先方の解釈と当方の解釈がくいちがつていることは極めて困難な事態を生ずることが予想されますので、貴使からも至る関係方面へ然るべき御連絡の上、適宜の解決を図つていただき度御願申上げます。

記

日本所得稅條約第14条(c)(1)の但書の解釈について

(1) 同条(c)(1)は次のよう規定している。

(i) The United States shall deem that such recipient has paid with respect to such dividend the tax of Japan in an amount equal to 25% of the amount of such dividend, and deduct, under the provisions of paragraph (a) of this Article, from its tax the amount of the tax of Japan so deemed to have been paid provided that the recipient includes in gross income the amount of tax thus deemed to have been paid.

(2) 上の但書の解釈として Joint Committee of Internal Revenue Taxation

から Sevate Wiley への書 (Executive Report No.6 "Double Taxation Conventions with Japan and the United Kingdom" 1954)

1954. 8. 6 (6 頁所載)において日本法人から\$ 100 の配当を受領した米国居住者は、\$ 25 の税額控除を受けるためには、\$ 125 を課税所得に算入すべきであると説明しているが、これは条文の解釈を誤つたもので、この例において課税所得に算入すべき金額は\$ 100 であり、\$ 100 に対する米国の税額から\$ 25 の税額控除を行つてなければならない。

0184

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

(3) 日本の国内法においても、\$ 100 の配当を受取つた個人は、\$ 100 (\$ 125 ではない) を収入金額に算入して、所得税額を算出し、それから \$ 25 の配当控除(税額控除)を受けることとなつてゐる。

1954 年度の米国の改正による 4 % の配当控除も同様の手続によるものと了解され、4 %相当額を配当金額に加算して課税所得を計算するものとは考えられない。

(4) 上記の但書は米国の提案によって挿入されたものであるが、その際に、但書の解釈として、上の例の場合に課税所得に算入すべき金額が \$ 75 (\$ 100 - \$ 25) ではなく、\$ 100 であるべきであるとの趣旨を確認することを条件として、日本側はこの但書の挿入に賛成したものである。

同封 1953.5.12 付 King あて書面参照

(5) 以上のとおり、上院の委員会報告における解釈は、立案当時の了解と相異しており、かつ、これを放置しておくと、第14条(c)(1)の実質的な意味が失われることも考えられる。

例えば、上積税率 70 % の場合を考えると、日本側の解釈によれば、 $$ 100 \times 70\% - \$ 25 = \$ 45$ が米国で納付すべき税額となるが、米国側の解釈によれば、 $\$ 125 \times 70\% - \$ 25 = \$ 62.5$ を米国で納付すべきこととなり、結果実質的な税額控除は、\$ 25 ではなく、\$ 25 に減つてしまふことになる。

これでは、米国人の配当受領者に日本居住者と同様の税額控除を与えるとする条約の趣旨が全く失われることとなるといわざるを得ない。

(6) なお、日本の税法における 25 % の税額控除の算出の根基は次のとおりである。

新行税法 15 条の 6

0185

RB'-0480

0112

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

法人所得 ¥ 100

法人税率 4.2%

配当金額 ¥ 58

の場合、配当受領者の所得税は、

個人所得 ¥ 58 (¥ 58 + ¥ 25 ではない)

個人所得税率 6.5%

税額 ¥ 3.77

税額控除 ¥ 14.5 (¥ 58 × 25 %)

差引税額 ¥ 23.2

として計算される。これは、個人所得を *gross up* して下のよう^に
計算した場合とほぼ同様の効果を生むためである。

個人所得 ¥ 100 (法人税分を加えて *gross up*)

税率 6.5%

税額 ¥ 6.5

税額控除 ¥ 4.2

差引税額 ¥ 2.3

この算出方法からも明らかのように、個人所得を ¥ 58 + ¥ 25 とす
ることは全く予想されていない。仮にそのような方法をとるとすれば
税額控除の率は 25% ではなく、もっと高い率で定められるべきであ
る。

以上のような事情でありますから、上院として条約について正式の *action*
をする前に、前述の米側の解釈を訂正しておくことが緊要と思われ
ます。御多忙中恐縮ですが、何卒至急御手配賜わるよう御願申上げます。

敬 具

大蔵省主税局長 渡辺 喜久造

0186

外務省
第一課
條約局長
大蔵省
主税局長

大蔵省

藏稅第 1915 号

昭和 29 年 8 月 26 日

外務省条約局長 殿

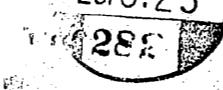
大蔵省 主 稅 局

第一課
記
日米租税条約に關し在米大使館あて
発信依頼の件
上記の件について下記のとおり在米大使館渡辺公使あて至急
長發信方御取計い願いたい。

所得税条約中配当所得の取扱いに関する件の日本の国会は昨
年 5 月 12 日附書面の解釈により条約を承認したものであるか
ら解釈に差異のあるまま米上院を通過することは将来多大の紛
争をもたらすであろう。

当方の解釈によつて米国上院の承認を得ることが条約成立の
ための絶対必要条件と考えるからこの旨 King にも連絡され
たい。

なお、最悪の場合は米国上院の承認を受け得ないで交渉をや
り直すこととなるもやむを得ないと考え居り念の為



記帳済

0187

RB'-0480

0113

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

大 藏 省

(文)

昭和29年8月26日

渡 辺 委 使 殿

日米所得税条約に関する件

8月24日の鈴木財務官あて電郵見しました。当方の考え方は8月26日外務省を通じて発信した電報のとおり、あくまでも日本側に基いて問題を解決したいと考えています。日本の国会においても所得税条約の第14条の解釈は8月21日附の書簡で説明したところに基いて承認を受けたことであり、同一の条文について両国が異なる解釈を下したまま批准書を交換をすることはかつて悔を将来に残すと思われますから、この際、米国の上院による承認が多少おくれても、或いは最悪の場合上院の承認が得られないこととなるとしても、この問題については合理的な解決をいたしたいと思つて居ります。省内及び外務省もこの考え方方に賛成しておりますから、冒使におかれても是非日本側の解釈に米側が同意するよう御理解願いたく御願い申上げます。

日本側の解釈を貫きたいと考える理由は、8月21日附の書簡に列記したとおりであります。なおつけ加えれば、米側に配当控除を認めさせる交換条件として当方は配当に対する所得税の源泉徴収(現行法20%昭和29年に限り15%)を拠棄しているのであつて、かりに、米側の解釈の上に\$100の配当受益者の所得を\$125として計算することとすれば、折角日本側が譲渡した所得税の源泉徴収

大 藏 省

の不適用も、結果として一方的に米国政府の share を大きくしに過ぎないとさえいえるケースも生じます。

(例) 配当額 \$100 米国の上積税率 90% の場合

米国で納付すべき税額は、

(1) 日本側の解釈によれば

$$\$100 \times 90\% - \$25 = \$65$$

であるが

(2) 米側の解釈によれば

$$\$125 \times 90\% - \$25 = \$87.50$$

となる。

これに対して、米国は配当控除を認めず。日本側は源泉徴収を行うとした場合には、米国の税額は、

$$\$100 \times 90\% - \$15 = \$75$$

であるから、(2)の米側の解釈は、米政府の share を \$75 から \$87.50 に引き上げる結果になる。

なお、この問題の交渉の経緯は御承知の事と思いますが、25%の配当控除の算出の根拠については小生も鈴木財務官、志場事務官も米国での専門家会議において十分説明され、又、先便に同封した昨年5月12日付の long 附の書簡でも明瞭に計算例を用いて申し入れてあります。これに対して、8月28日付の long の書簡の第10項は同封の別紙第一のとおりであります。この文面からみると、10項の後段 however 以下の意味は、稍々あいまいであります。5月12日付の当方からの書簡に同意したように見え、またその逆ともとれることはないと思われます。従つて、8月28日の書簡に対する回答(昨年10

0188

0189

RB'-0480

0114

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

大蔵省

月10日附)を鈴木財務官が渡米携行された際、その説明事項として別紙第二のような説明書を添え、第14条(1)(1)の但書の意味を再確認(日本側の解釈に賛成する意味)することを条件として、King 氏の8月28日附の提案に賛成することとしたのです。

鈴木財務官が昨年10月に King と会談されたときに、上記の説明書に基いて当方の意向を先方に伝えたことは明瞭でありますから、先方もそのことは記憶していると思います。その際に財務官からは別紙第二の②を附した項の説明としては、「日本側の解釈は5月12日附の書面のとおり」という表現を用いたとのことで、先方はこれに対して反対の意見を出さなかつたので、この点は了解ずみと考え、そのまま主税局へ連絡があつたのです。従つて、それ以後は主税局としては、但書の解釈は当方の申入を米側が了承したものと考えていたので、この点について更に交渉を重ねることなく、署名に至つた次第です。以上の経緯から考えると、昨年10月の会談の際の鈴木財務官の説明とこれに対する先方の反応が如何であつたかということが本件の解決のいとぐちであると思われます。仮に、先方が10月の会談で上記のような了解と異なる解釈をとつていたとすれば、それ以降何等かの提案ないし意思表示があつて然るべきであつたと思ひます。もし、10月の会談の際の了解が先方は先方なりの解釈で、当方は当方としての解釈で、第14条(1)(1)の但書を了解し、互に相手方の真意を誤解しあつていたということであれば、これは水かけ論ですから、先便で述べた理論的な根拠をもとにして日本側の解釈の正当性を主張して載く外はないと思われます。

いずれにもせよ、本件は今回の条約の極めて重要な部分に関する問題であり、これについての解釈の差異を放置したまま上院の承認があるとかえて紛糾を生ずることとなり、日本の国会に対しても大蔵省、外務省として国会の承認後に字句の変更なしにその解釈をすりかえるという結果を招くこと

大蔵省

になります。

しかも、配当控除の理論的な取扱いとしては\$100を所得とすることが絶対要件であつて、\$125を所得とすることは理論的に説明がつかず、日本の国内法とも、米国の改正法(4%の税額控除、この場合所得を\$104とはしない筈、先便参照)とも異なる異例の取扱いを認めることになるわけですから、この際としては、あくまでも日本側の解釈をとるべきことを主張して載きたいと思います。最悪の場合は、このことのために現行の条文による条約が成立しないこともやむを得ず、そのときは配当の取扱いについて改めて交渉を開きたいというのが当方の真意ですから、この点御含みの上御交渉願いたいと思います。

以上要旨のみ

敬具

大蔵省主税局長

佐々木久造

0190

0191

RB'-0480

0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

31 附 1 /
U. S. TREASURY DEPARTMENT
WASHINGTON 25

AUG 28 1953

Mr. Gengo Suzuki
Financial Commissioner
Ministry of Finance
Tokyo, Japan

Dear Mr. Suzuki;

I have your letter of June 18, 1953, and your revised draft of the income tax convention. We have carefully examined such text, endeavoring, wherever feasible, to accept the changes suggested by you in the interests of facilitating the adoption of the convention.

The results are as follows:

• • • • •
• • • • •
• • • • •

(10) Pages 13 and 14: These pages disclose departures from the previous texts as follows:

- (a) Article VI of the prior draft has been transferred to Article XIII (new);
- (b) Paragraph (c), page 14. The requirement that the amount of the Japanese tax deemed to have been paid with respect to dividends must be included in the gross income in order to claim credit for such tax against the United States tax, has been omitted from the new draft. This requirement is essential to our text since it must follow the pattern of the United Kingdom and Irish Conventions and is basic to the theory that the shareholder paid the tax.

However, in a strenuous effort to cooperate with you and thus facilitate ultimate approval of the convention, we are willing to accept your redraft of Article XIV provided that the following amendment of (c)(i) is made;

Add after "paid", last line, "provided the recipient includes in gross income the amount of tax thus deemed to have been paid."

• • • • •
• • • • •

(Signed) Eldon P. King,
Director
International Tax Relations 0192
Division

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

May 12, 1953

Mr. Eldon P. King
Head, Office of International Tax Relations
Bureau of Internal Revenue
Washington, D.C.

Dear Mr. King:

Acknowledging the receipt of your letters dated February 23 and April 21, I am glad to say that we have no proposal to make any change in the substance of two draft conventions in October of last year. The only changes we propose are of technical nature only in the interest of uniformity and for the purpose of clarification as you see in the enclosures.

As soon as you advise us of your acceptance of the above technical amendments, we can transmit the drafts to the Ministry of Foreign Affairs for diplomatic formality.

Taking this opportunity, I should like to have your confirmation about the following two points:

- (1) The clause "if such recipient elects to include in gross income for the purposes of United States tax the amount of Japanese so deemed to have been paid" in Article XIV (a) of the draft Income Tax Convention is understood to mean that if a recipient of a dividend amounting to 100, for example, from a Japanese corporation elects to include the amount of 100 (not 75 which is obtained by subtracting $100 \times 25\%$ from 100) in his gross income, he is eligible for the credit amounting to 25 against the United States tax, and not to mean that he is required to include in his gross income the amount of 125 (which is obtained by adding $100 \times 25\%$ to 100) for the purpose of the United States tax.

(Note: In Japan, the credit of dividend under the Japanese law is allowed in the same way as above. In other words, the amount of dividend to be included in gross income is 100 in the above example case, and 25 is deducted from the amount of tax calculated on the basis of such gross income).

- (2) With regard to the clause "the place in or under the laws of which such corporation was created or organized" in Article III (1) (d), we understand that even if the word "in" remains in the above clause, no corporations will be created or organized in the United States.

0193

RB'-0480

0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

- 2 -

in accordance with laws of foreign countries, not according to the state or federal laws of the United States. In Japan, corporations are created or organized only in accordance with the Japanese laws.

Appreciating the way you have been settling the pending problems, I hope that the signing of the conventions will not be before long.

Respectfully yours,

Gengo Suzuki
Financial Commissioner

Encls: 3

電信課長		主 管 條約局長	在 米 井 口 大 使	宛 ト 解 紙 (ナ チ 子 件 名 日 米 租 稅 條 約 方 十四 條)	記 錄 件 名 外 佈 大 臣 岡 崎 勝 田 力	發 電 係 主 條 約 一 課 長 任 主 條 約 一 課 長 三 五 昭 和 二 九 年 八 月 三 七 日 起 草 電 信 案 甲
電 信 案	外 務 省	第 七 四 七 号	暗 照 略	件 名 日 米 租 稅 條 約 方 十四 條)	記 錄 件 名 外 佈 大 臣 岡 崎 勝 田 力	發 電 係 主 條 約 一 課 長 任 主 條 約 一 課 長 三 五 昭 和 二 九 年 八 月 三 七 日 起 草 電 信 案 甲
電 信 案	外 務 省	第 七 四 七 号	暗 照 略	件 名 日 米 租 稅 條 約 方 十四 條)	記 錄 件 名 外 佈 大 臣 岡 崎 勝 田 力	發 電 係 主 條 約 一 課 長 任 主 條 約 一 課 長 三 五 昭 和 二 九 年 八 月 三 七 日 起 草 電 信 案 甲
電 信 案	外 務 省	第 七 四 七 号	暗 照 略	件 名 日 米 租 稅 條 約 方 十四 條)	記 錄 件 名 外 佈 大 臣 岡 崎 勝 田 力	發 電 係 主 條 約 一 課 長 任 主 條 約 一 課 長 三 五 昭 和 二 九 年 八 月 三 七 日 起 草 電 信 案 甲
電 信 案	外 務 省	第 七 四 七 号	暗 照 略	件 名 日 米 租 稅 條 約 方 十四 條)	記 錄 件 名 外 佈 大 臣 岡 崎 勝 田 力	發 電 係 主 條 約 一 課 長 任 主 條 約 一 課 長 三 五 昭 和 二 九 年 八 月 三 七 日 起 草 電 信 案 甲

0195

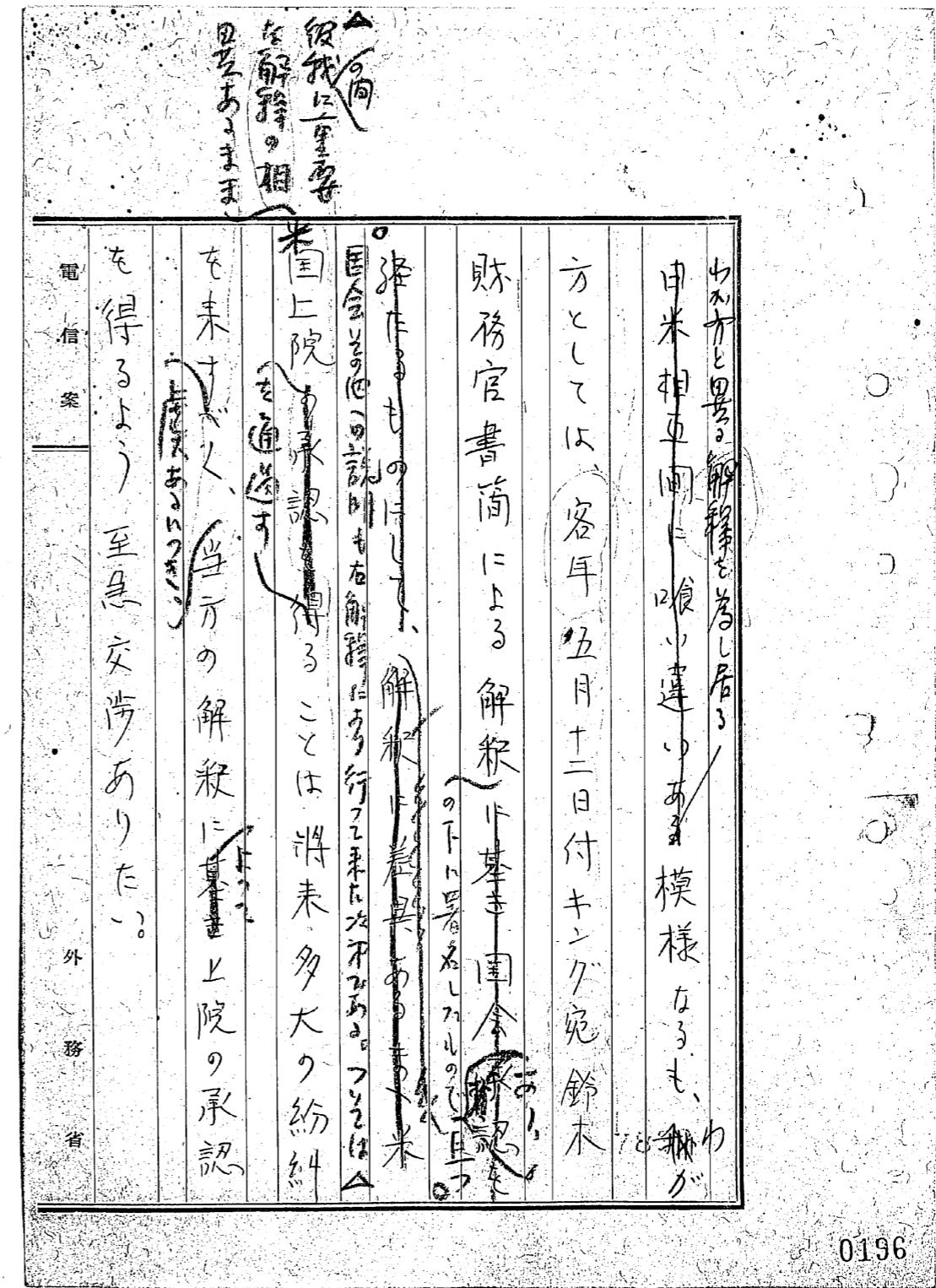
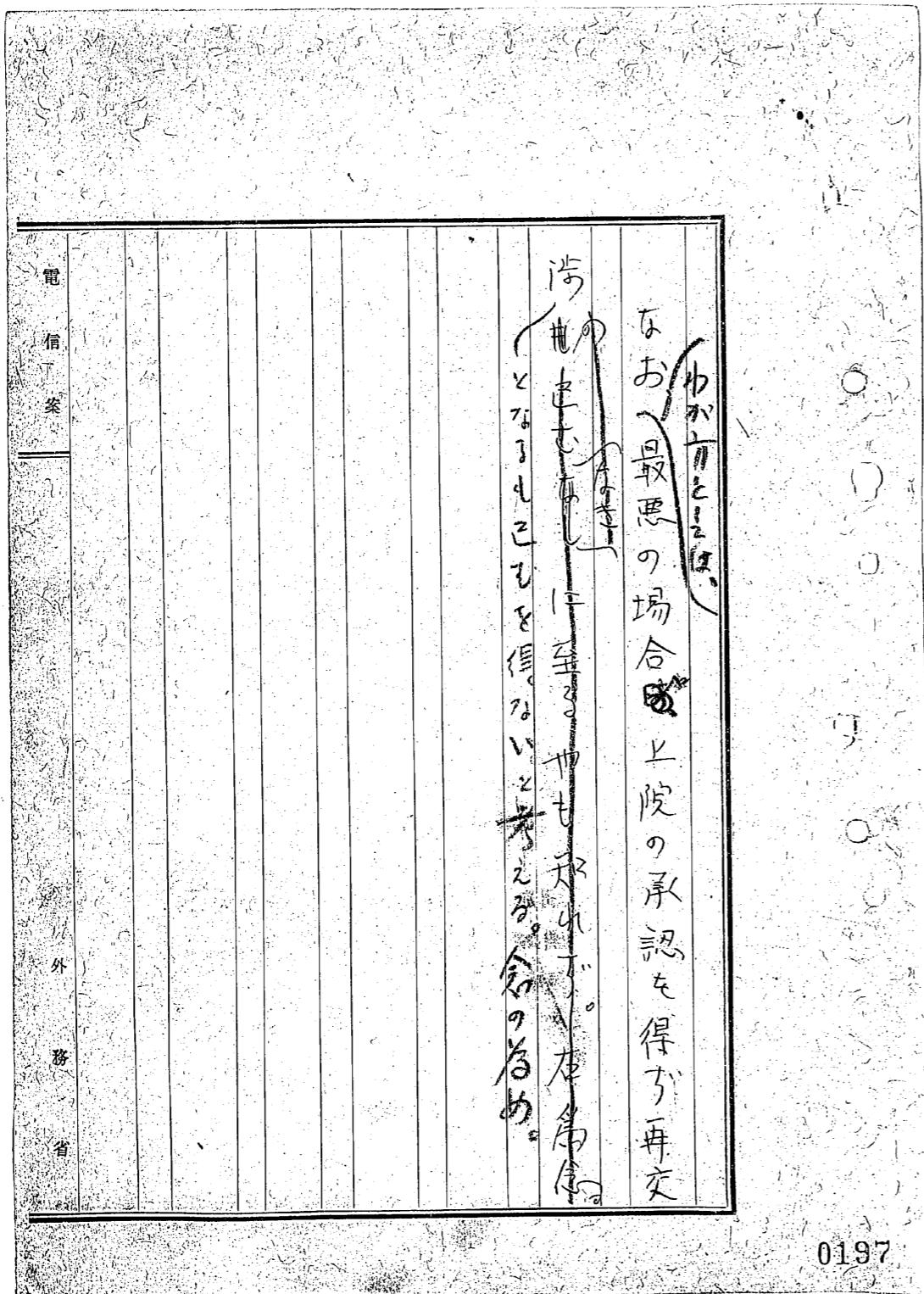
0194

RB'-0480

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



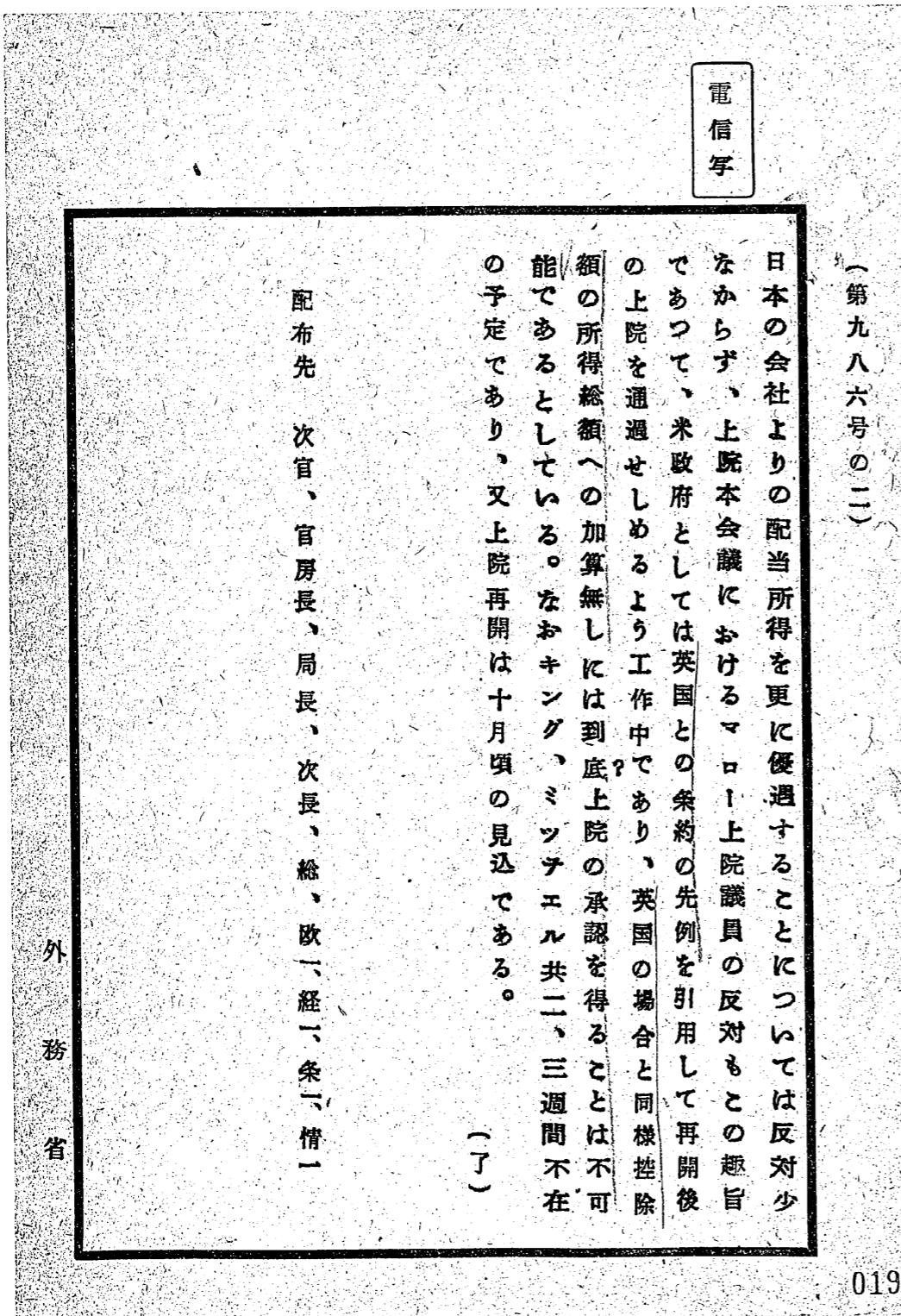
RB'-0480

8118

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

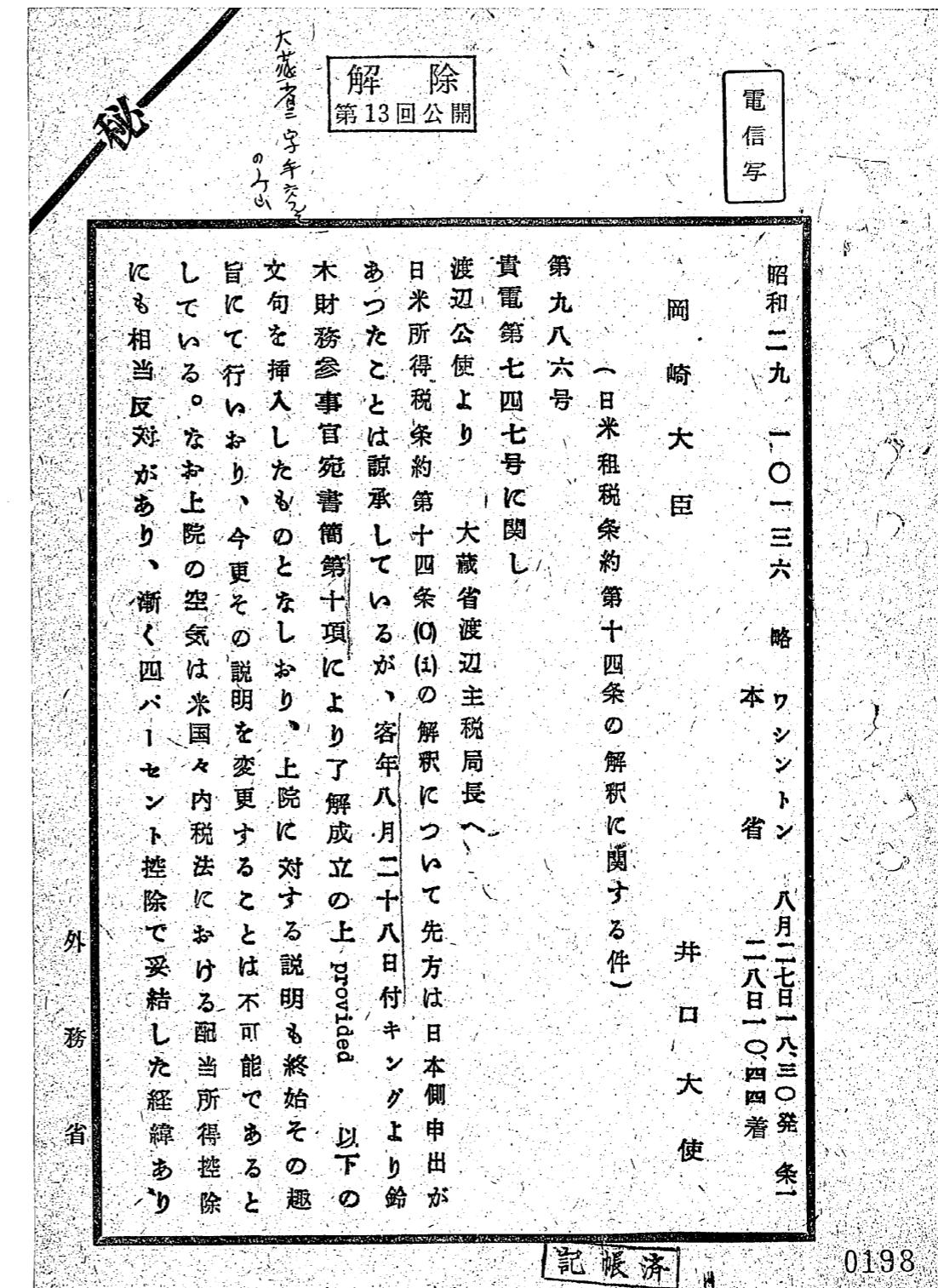
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan



0199

RB'-0480

0119



0198

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

解 除
第13回 公開

大藏省

極秘 日米所得税条約第14条(0)の解釈についての日米両国間の相異に関する
処理方針 (22210 大蔵省)

日米所得税条約第14条(1)の解釈について日米両国の中にそこが生じたことは遺憾であるが、当面の善後措置としては、次のような方針で米側と交渉することとする。

(1) 米側をして当方の解釈に賛成せしめた上で上院委員会の報告書の内容を修正させることは最も望ましいところであるが、従来の経緯からみると、これは極めて困難なことと思われる。

この際、上院が条約の批准を承認しない場合には、改めて条約案について再交渉を行うことになるから、その際当方の考え方を強く主張することは勿論であるが、上院が米側の解釈をとつたまま条約の批准を承認しようとした場合に当方がこれを阻害する立場に立つことは、策を得たものとは考えられない。従つて、上院が米側解釈のまま条約を承認した場合には、批准書を交換し、条約を発効せしむるべきものと思われる。

(2) 条約を発効させた場合においても、従来の外部への説明の経緯もあり、日本側としては、米側の解釈にそのまま賛成することはできない。従つて、所得税条約第14条(1)については、日米両国間に解釈の差異を生ずることとなるが、同条約第19条(5)は、かかる場合を予定し、条約の解釈若しくは適用に關し困難又は疑義が生じたときは両締約国の権限のある当局が合意によつて問題を解決し得る旨を規定しているから、この方法により、協議によつて問題を解決すべきものと思われる。

(4) 米国の連邦所得税は、配当所得の取扱いについて、最近の改正により、日本のそれと極めて類似した考え方を探り入れるに至つた。

0201

2
賈帳客

0200

RB'-0480

0120

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

大 藏 省

ている。従つて、租税条約においても、将来この改正に対応した改正が必要となつてくると予想されるから、条約第19条(3)による両国の合意が得られない場合には、条約改正の機会において抜本的に解決を図るものとする。

以上の方針に従つて本問題を処理することとし、できる限り円滑に最終の目的を達成するため米側との交渉にあるものとする。

大 藏 省

別紙第2 10月10日 King氏 提案に対する回答の説明

1 所得税条約

(1) 第1条第2項

解釈を一層明確にするため、キングの案では "which" の先行詞が "those" になるおそれあり。

(2) 第5条第1項

解釈を明らかならしめるため、キングの案では、例えば船舶については免除する際に、その登録国たる第3国が船舶「及び」航空機の両者に対して免除していることを要するという誤解を生ずるおそれあり。

(3) 第8条(原案第9条)

キング氏の案によれば、(1) "situated within..." が不動産、鉱山等を修繕する趣旨が判り難い。殊に日本文にした場合にあり。(2) "gains..." の箇所の修正は、"income from real property" について第15条と同一の表現を用いるため。

(4) 18。(第19条を日本側提案のとおり存置すること。)
外務省の見解は別紙のとおり。要は、事実によつては外交レベルでの解決を望ましいとするものもあり、また税務当局間で解決のつかなくなつた場合に第三者に調停を依頼せず両国の外交交渉で解決するのか妥当であるということである。

(5) 第20条

効力発生の時点については、日米間の時差に基く日付の相異という厄介な問題が生ずるのを防止するためである。その他は字句の修正。

キング氏の案(支払つたとみなされた税額を総所得に算入すること)については、配当受領額が100のときは、総所得に算入すべき金額は75又は125ではなくて100であるとの解釈を確認されれば、これにて賛成する。

以下省略

0202

0203

RB'-0480

0121

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外務省

鈴木貿易官より Eldon P. King (Chief of International Tax Relations Bureau of Internal Revenue) 宛書簡の内容のラインによるものなる旨四通報越し、日本間に本係(C)(i)の解釈につき重太なる差異あることを明かにしてキニ。

(1) 大蔵省主税局の解釈。(前掲(2)の鈴木書簡に明かにされてゐるところ)今ニハ、合衆国の市民、居住者又は法人その他の國籍にして、日本國の企業より一〇・二%の配当を受領するものあり、と仮定す。合衆国は、この配当受領者に對しとの配当金額の百分の二十五に相当する

0205

昭三十九、九、十三、条一、野見山

解除
第13回公開

極秘

日本所得税條約第十四條(c)(i)但書の解釈につて

(一) 一九五四年八月二十日、米国上院における日本所得稅條約審議に際し、George Malone議員より、同條約第十四條の解釈に関する質問がなされ、該局更に慎重審議すべし、との同議員の提議により十月上旬の休会明けまで持越された。

(二) 既に同時に大蔵省主税局(税制課主税官)より、第十四條(c)(i)の解釈は、一九五三年六月十二日付

外務省

0204

RB'-0480

0122

0206

の日本国の租税 ($100m \times \frac{25}{100} = 25m$)
 を支拂にものなし、の二十五以相應也
 無國租税額から控除しなければならぬ。
 但し、さうためには当該受領者は自己の所得
 金額に、右の「支拂」たるものと之に相当する租税
 額(大抵者側で支拂)を控除する。
 も、歸入すべき本数は、(大抵者側で支拂)
 たりより、實際の計算例は次の如く
 配当額 100m
 日本国所得税 $25m$ (税率 25%)
 合計 $50m$ (税率 50%)
 従々実際支拂べき税額は $100m \times \frac{50}{100} - 25m = 25m$

外務省

0207

2) 米側の解釈 (U.S. P. King)

配当金額の百分の二十五=相應する額の日本
 国の租税(すなわち本例では三十五%)を支拂つた
 ことの上に、(支拂を控除する事無く)日本側解釈
 する。

$100m + 100m \times \frac{25}{100} = 125m$
 従々米側の支拂額は $425m$
 $(100m + 100m \times \frac{25}{100}) \times \frac{50}{100} - 25m = 375m$

115th Joint Committee of Interim Revenue Taxation
 Mr. Wiley to Mr. King, Executive Report
 No. 6 "Double Taxation Conventions with Japan"

外務省

RB'-0480

8123

and the United Kingdom" p.6 (一九四四年四月四日) "四月四日付英米間税金の算入額についての件"

(三) タナウチ解税の算入額は同條(C)(ii)但書

"Provided the recipient includes in gross income the amount of tax thus deemed to have been paid" 但し、該受領者がその支拂ったものに該当する租税の額を總所得額に算入する場合に限る。解税如何はかかつており、日本側は前述の例においては、二つの所得額への算入額を100ドルと計算してある。右のアメリカ側は一五ドルを加算すべきものとしているが、左にある。

外務省

0209

0208

解税は、『重課税防止に関する米英間の協定』(一九四五年四月十六日、ワシントン署名)の十三條の解税の先例に基づいてある。すなわち同協定第十三條に、この協定十四條と略して同一の規定あり。ニウ解税額は控除率を乗じて得られるものをも含むもの(すなわち前述の例に従へば $100 + 100 \times \frac{25}{100} = 125$)となる)としており、前述の外交委員会への報告書中の説明も正確である。

外務省

RB'-0480

0124

8125

0210

外務省

0211

(4) 日本側解説の論述

大蔵省主税局の説明では、

(1) 日本の国内税法においても、一ドルを總所得額に算入すべきものとはせぬ。10ドルを算入しと水から二千五ドルの控除をうけるものと建前をとつてゐる。

(2) この但書は米側の提案（一九五三年八月二十八日付キンブ成久向長より 鈴木貢務官宛書簡による）に基き挿入されたものであり、大蔵省としては課税所得中に算入すべき金額は $10c_m + 2.5_m = 12.5_m$ 或は $100 - 2.5_m = 75_m$ にあらず。

但書の

100ドルであることを確認せんがたりにこの挿入に応じたものである。

(3) 且、一九五四年度の米国内税法の一部改正において、ペーパードの配当控除が認められたりとするのであるが、右控除額を配当額に算入して課税所得を計算するにとどめていよいよである。

と説明している。

なお、右の米国内税法改正による百分の四控除、に関する資料未入手のため詳細は不明なるも大要次の如きものと推察せらる。すなうち100以上の配当受領者に対する百分の九十の基

外務省

RB'-0480

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0126

0212

税控除を認め、課税所得に残余の五十四
中領の四の配当控除を認める。実例によると
配当額 100
基税控除額 50 (控除率 50%)
配当控除額 21 (50% × $\frac{4}{100} = 21$)
従つて實際の税額は
 $50 \times \boxed{\text{税率}} - 21 = \text{税額}$
幾何学的正確な税率不明 (日本税法)
(本題解説)

これはうち二の四の税控除額を課税所得額中に
算入せば、税額を算出するに日本税法の達成
と共にありとは認められりや、と論じる。

外務省

0213

四 もし(2)のアメリカ側解釈によるときは、
米国人配当受益者に日本人居住者と同様に
税額控除を享受、外口資本の日本向投下
はイニシエーティングを享受とする。本條の趣旨が
失われることになるので、やがての解釈に基
米口上院の承認を得るよ)交渉も在米波
日公使に命令を發せしも、(昭和三十九年八月
二十七日発電)大蔵省渡辺主税局長より
依頼電)爾後右交渉により米側を納得せ
しめること困難との取扱いに甚き、一応批准書
を交換して協定を發表せしめたる後、協定第十九

外務省

RB'-0480

外務省

係の(三)の規定に基き、西締約の合意によ
この問題を解決せんと、下記の如きの方針を
用ひる。

0214

RB'-0480

0127

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan